

令和5年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(18日目)

令和5年3月16日(木)

午後 1時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第11号 令和5年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第12号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第13号 令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第14号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第15号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第16号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第17号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第18号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第 9 議案第19号 令和5年度永平寺町上水道事業会計予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒井圭治君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君

11番 上田 誠 君  
10番 齋藤 則男 君  
12番 松川 正樹 君  
13番 楠 圭介 君  
14番 中村 勘太郎 君

4 欠席議員（1名）

2番 長岡 千恵子 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教育	長	室 秀典 君
消防	長	坪田 満 君
総務課	長	吉川 貞夫 君
契約管財課	長	竹澤 隆一 君
防災安全課	長	吉田 仁 君
財政課	長	森近 秀之 君
総合政策課	長	清水 智昭 君
住民税務課	長	原 武史 君
会計課	長	石田 常久 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	島田 通正 君
農林課	長	黒川 浩徳 君
商工観光課	長	江守 直美 君
建設課	長	家根 孝二 君
上下水道課	長	朝日 清智 君
学校教育課	長	多田 和憲 君
生涯学習課	長	清水 和仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長 坂下 和夫 君

書

記 酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

午後 1時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、ここに18日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方にはマスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～第1 議案第11号 令和5年度永平寺町一般会計予算について～

～第2 議案第12号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～第3 議案第13号 令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～第4 議案第14号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～第5 議案第15号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～第6 議案第16号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～第7 議案第17号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～第8 議案第18号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～第9 議案第19号 令和5年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（中村勘太郎君） 昨日に引き続き、日程第1、議案第11号、令和5年度永平寺町一般会計予算についてから日程第9、議案第19号、令和5年度永平寺町

上水道事業会計予算についてまでを行います。

昨日は一般会計の総括質疑まで終了しております。

昨日の本会議後、日程第2、議案第12号から日程第9、議案第19号までの8件については、総括質疑を行わない旨取り決めております。

本日は、議案第11号から議案第19号までの9件について、第2審議に付したい案件の有無を決定し、第1審議を終了いたします。

それでは、初めに、議案第11号、令和5年度永平寺町一般会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

10番、齋藤君。

- 10番（齋藤則男君） 説明書の26ページのコミュニティバスの運行事業についてです。

再三これは運行時刻表の変更とかいろんなことを考えておられましたが、いまだにやはり路線によっては乗車率が低いなど、まずなかったと。時間等についても変更した中にもかかわらずあまり改善がなされていないと。交通弱者の移動手段としては非常にありがたいものですが、せつかくこれだけの費用をかけるのなら、もう少し運行形態について考えたらという思いで今これを第2審議でもう一度集中審議したらどうかと思うので、提案させていただきます。

- 議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

- 6（金元直栄君） 私は、福祉保健課関係であります。

社会福祉事務所費、52ページ左ですけれども、論議の中でもまだ実態としても社会福祉協議会への補助の問題等を含め、今、社会福祉団体の置かれている状況も大変ですが、特に社会福祉協議会は本町の社会福祉の一緒に歩んでくれる非常に大きいパートナーです。そういう中で大変な状況がありますから、社会福祉協議会への支援の問題と、また補助を考える上で福祉保健課の体制の問題について集中審議していただくとありがたいと思っています。

以上です。

2つ目は、私は農林関係です。担い手育成事業。かなり課長も、また町も独自の施策を、小規模農家への支援として独自の施策をやられていることは分かっています。やっぱりもう一歩前へ進む意味で集中審議にさせていただきたいと思うところがあります。

私の3つ目は、学校教育関係です。児童運営諸経費ですが、バスの借り上げ、

学校からの交流事業についてももう少しいろいろ論議していく、また施策の教訓なども生かして論議できればと思うところで提案させていただいたところでありませす。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 私からは2点お願いをいたします。

1つ目は、子育て支援課関係で、保育園運営諸経費。私立認定こども園施設型給付費負担金等でございます。第1審議の中で新しく4月から開園する私立認定こども園は、園児数166名、その内訳をゼロ歳児から5歳児までの人数をお聞かせいただきました。それに対する保育士の配置基準は国の基準によって行われるというふうにお聞かせをいただいておりますが、本町においては平成31年3月27日に幼児園・幼稚園再編検討委員会からの答申をいただいております。その中では、3歳以上は保育士1人当たり20人ぐらいが適当だという答申を受けております。それに基づきまして、本町の公立園につきましてはそれに準ずるような方向でしていただいていると認識しております。

しかし、本年4月からの私立園については、なかなかそうにはならないというふうなご回答をいただいておりますが、この保育士1人当たりの園児数によりまして、現在大きな社会問題になっております児童虐待あるいは不適切保育の原因の一つであると考えられるというふうにも言われております。

また、国ではこの保育士1人当たりに対する園児数が47年間変わっていないというようなことも取り上げながら、改正の動きも見えていっております。

そこで、まず1つ目、どのように今まで指導してきたのか、今後指導していくのか。

2つ目に、県の定期監査があるということですが、それに附属して町はどのようにその監査に立ち会おうと考えておられるのか。

3つ目には、万が一の事故予防として、あるいは早期発見、早期改善に向けての取組をどのように考えておられるのか。新しい私立園に安心して保護者が預けられるようなことをぜひとも答弁いただきたいなと思っております。

2つ目に、建設課関係、道路橋りょう維持費、除雪事業、消雪水源調査委託料と消雪施設整備工事についてであります。この消雪施設については、従来から住民にとって不公平感ある事業というふうにも言われております。それは、降雪時に朝晩除雪作業をしなければならないか、スムーズに通勤通学できるかという大

きな差がございます。

以前、町の方針としては、できるだけ除雪で対応していきたいという方針があったわけですが、久々に消雪工事ということが出てきました。そのことについては特に問題にはしていないのですが、ただ、地区からの要望も大変あるというようなことも聞いております。そのために受益者負担金すなわち地区の同意もいただいて、沿線住民の同意もいただいてこの事業を行うということのある意味歯止めにもかかっているのかなというふうに思われています。

今回、条例の5条の第3項でしたっけね。町長の特段必要性があると判断した場合ということではありますが、その判断基準をもう少し明確にすべきではないかなと思います。

それと同時に、多額の調査費もかかりますので、町が負担金を取らずに町が主導でやっていくという基本的なものというか、そういうようなものをぜひこの機会につくっておくべきではないかなと思いますので、それらについてお聞かせをいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に皆さんよく分かりました。しっかりまた答弁させていただきますと思います。

ただ、農林関係はもう少し具体的に、金元議員のどこの部分のどの予算のどこをどういうふうに知りたいかというのをお聞かせいただきたいのと、社会福祉協議会が今どこの部分で何の経営が大変なのか、そういったことも言ってもらえますと、ではそこについて具体的にお答えすることができるかなと思うので、もう少し詳しくお話ししていただければなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） それはここでの論議かどこかで、たしか町は地域包括支援センター、社協に委託していて、そこでやるという計画を本町に戻して直営にしたというところは評価するのですが、それ以降、今、保健師の確保が難しいということで、ひょっとするとほかの業者に代わる場合もあるのかもしれないというようなことをほのめかしたこともありました。これは非常に大きいことだと思うのですが。

それと、今、社協は事業が、要するに介護保険に関する事業をやっていますか

ら、本来の社会福祉協議会の事業とは別にやっているわけですが、経営からいつて町からある意味社協にやってもらうようにしてきた経過もあります。それを指定管理で受けているということも言われていますけれども、現実的にはコロナ禍で大きな大変な状況で、今町内最大の介護施設などを受けている社会福祉協議会の経営そのものが、年間5億ぐらいの事業費ですが、何千万かの赤字が出るという状況がやっぱり続いています。こんなことを見ると、それらを含めて、指導体制も含めて考えるべきだと思いますし、また、社会福祉協議会、福祉保健課の体制の問題についても、他の本町の分割の問題もありますけれども、そんなことも含めて、本来町はどう考えているのか、またどうするのか。

町長の去年の当初予算の話では、去年も分割がありました。福祉課の分割については再編、見直しについては1年延ばさせていただくということでありました。今年もそれについて答弁はありましたが、その先の見込みは示されていません。そういう意味では、今大事なところに来ているのかなということをお願いしたいということです。

もう一つ、農林課の問題でいいますと、私はやっぱり、僕は町がやっている小規模農家への支援というのは具体的で、それはそれで評価しているところですが、現実的に大規模化へ進む過程で担い手育成型というのですが、現実的に担い手が育っていない実態があります。生産組合では俺らの代が終わったら後どうなるのかなという状況も生まれていますから、それらを含めてもう少しいろいろ考えるところがあると。まだみんなで論議する機会があるとそれはいいのかなと思って私は提案させていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 町長、よろしいですか。

お諮りします。

ただいま12番、齋藤君から総合政策課関係、地域コミュニティバス運行事業についての第2審議提案がございました。

また、滝波議員からは、子育て支援関係、保育園運営諸経費等々において第2審議の提案がありました。

また、滝波議員の2つ目に、建設課関係の道路橋りょう維持管理費、除雪事業等々において第2審議の提案がございました。

また、6番、金元君からは、福祉保健課関係、社会福祉事業諸経費、また農林課関係の担い手育成事業等、また学校教育課関係の事務局運営諸経費、学校間の交流事業等について第2審議の提案がありました。



この提案について、賛成者はありますか。

(賛成者挙手)

○議長(中村勘太郎君) 賛成者があります。

ただいま、1つ、総合政策課関係事業、一般管理費、一般会計予算説明資料の26ページの右側の関連で、地域コミュニティバス運行事業。

また、福祉保健課関係、社会福祉事業諸経費、一般会計予算説明資料52ページ左側、社会福祉協議会補助金関係について。

それから、子育て支援関係、保育園運営諸経費、説明資料ページ70ページ左側、私立認定こども園施設型給付費負担金等について。

また、農林課関係、担い手育成事業、ページ97ページから100ページ左側にかけて、小規模農家への支援等について。

また、学校教育関係、事務局運営諸経費、バス借上料、学校間の交流事業について、ページは139ページ左側。

それから、最後に建設課関係、道路橋りょう維持管理費、除雪事業、ページ120ページ右側、消雪水源調査委託料、消雪施設整備工事費等についての第2審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。したがって、ただいまの事項について第2審議に付することに決定いたしました。

これで議案第11号の第1審議を終わります。

次に、議案第12号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第12号の第1審議を終わります。

次に、議案第13号、令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第13号の第1審議を終わります。

次に、議案第14号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第14号の第1審議を終わります。

次に、議案第15号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第15号の第1審議を終わります。

次に、議案第16号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第16号の第1審議を終わります。

次に、議案第17号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第17号の第1審議を終わります。

次に、議案第18号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第18号の第1審議を終わります。

次に、議案第19号、令和5年度永平寺町上水道事業特別会計予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第19号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時25分 休憩)

---

(午後 1時25分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

本日は、これもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月17日は午前9時より本会議を開催しますので、ご参集のほど  
よろしく願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 1時26分 散会）